

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第548号

2013年（平成25年）4月11日

公益財団法人藤沢市みらい創造財団
理事長 小野 晴 弘 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

秩父宮記念体育館スポーツ教室等事業事務及び鵜沼運動施設スポーツ教室等事業事務並びに秋葉台運動施設スポーツ教室等事業事務に係る個人情報を取り扱うことに関する一般的制限及びコンピュータ処理について（答申）

2013年（平成25年）4月3日付けで諮問（第548号）された秩父宮記念体育館スポーツ教室等事業事務、鵜沼運動施設スポーツ教室等事業事務及び秋葉台運動施設スポーツ教室等事業事務に係る個人情報を取り扱うことに関する一般的制限及びコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第8条第1項第4号の規定による社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性があると認められる。
- (2) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性及びコンピュータ処理の必要性並びに安全対策は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

秩父宮記念体育館、鵜沼運動施設、秋葉台運動施設に設置されているトレーニングルームは、平成13年4月1日から、藤沢市の業務委託を受けた(財)藤沢市スポーツ振興財団が、平成18年4月1日からは藤沢市の指定管理者として同財団が、また、平成22年4月1日からは財団統廃合によって(財)藤沢市みらい創造財団となる中で同財団のスポーツ事業部が、さらに平成24年4月1日からは公益財団法人として運営を担っている。

各施設のトレーニングルームの運営にあたっては、利用者の利便性の向上と効率の良いトレーニング環境を整えるため、秩父宮記念体育館と秋葉台運動施設には入退場管理システム（利用状況の把握、トレーニングメニューの作成、体調管理等の管理）を、鶺沼運動施設には体調管理とトレーニング内容の管理を目的とした体調管理システムを導入している。

今回は、利用者の更なる利便性の向上を図るため、秩父宮記念体育館、秋葉台運動施設の入退場管理システムを一新するとともに、新たに、鶺沼運動施設事務所に入退場管理システムを導入し、各施設のシステムをネットワーク化する。また、当該入退場管理システムにおいて、利用者の既往歴を取扱うことから、藤沢市個人情報保護に関する条例第8条で規定された一般的制限に該当する情報を取扱うこと、及び条例第18条に基づくコンピュータ処理について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 社会的差別の原因となる事項の取り扱いについて

ア 取扱う社会的差別の原因となる事項

トレーニングルーム利用者の既往歴

イ 社会的差別の原因となる事項を取扱う必要性

既往歴についてはトレーニングルームの利用登録時に、利用者本人によって登録用紙に任意で記載をしていただき、当該記載内容を当財団の職員が入退場管理システムに入力する。

既往歴は、「社会的差別の原因となる事項」に該当するが、利用者にとって安全なトレーニングメニューを作成するにあたり、重要な情報となる。

身体能力や健康状態に合わない過度な負荷をかけたトレーニングは、急疾患を誘発する恐れが多分にあり、既往歴を把握することで、より適切なトレーニングメニューの提供が可能となる。また、トレーニング時の体調の急変など緊急時の初期対応も迅速に行うことが可能となり、救急隊への引き継ぎもよりスムーズに行えるなど、最悪の事態を防ぐ可能性を高めることができる。

従って、利用者の安全・安心を確保するうえで、既往歴を取扱う必要がある。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性について

現在、トレーニングルームは秩父宮記念体育館と秋葉台運動施設は入退場管理システムによって、また、鶺沼運動施設は利用簿（紙媒体）によって利用者情報を管理するとともに、利用者に対し施設ごとに登録証を発行している。なお、秩父宮記念体育館と秋葉台運動施設の入退場管理システムはネットワーク化されていない。

今回のコンピュータ処理は、秩父宮記念体育館、秋葉台運動施設の入退場

管理システムを一新するとともに、新たに、鶺鴒運動施設に入退場管理システムを導入し、各施設のシステム専用 PC を接続する。なお、接続回線は新たに敷設する専用の光回線を使用し、本システムのサーバーを新規に秩父宮記念体育館に設置する。なお、インターネットを含めた外部との接続は一切行わない。

このことによって、顧客情報を一元管理し、各施設が顧客情報を共有できるようになる。また施設ごとに発行していた登録証を統一できるほか、利用者本人が各施設の利用状況及びトレーニング内容を把握できるようになる。なお、機器を含むシステムは5年間のリース契約とし、システムの保守点検については業務委託契約を締結する。リース機器等提供事業者及びシステムの保守点検事業者が、システム内の個人情報を取扱うことは機器更新の際のデータ移行作業時以外は原則的にはない。

イ コンピュータ処理をする個人情報

入退場管理システムで扱う個人情報は次のとおり。

- ①氏名②性別③生年月日④郵便番号⑤住所⑥電話番号⑦既往歴（任意項目）
- ⑧利用履歴⑨トレーニング内容（任意項目）⑩身長（任意項目）⑪体重（任意項目）⑫血圧（任意項目）⑬体脂肪率（任意項目）⑭体力測定結果（体力測定実施者のみ）及び評価

※ このうち、既往歴については専用パスワードを設定し、アクセス権者を制限する。

日々のトレーニングを行う上で利用者が自分自身の数値情報（体重・身長・血圧・体脂肪率・体力測定結果）を把握し、自分では感じられない体調の変化に気づくことは非常に大切なことであり、またトレーナーも利用者の体調を把握し、体調に合わせたトレーニングメニューの作成が可能となる。このシステムを構築することにより、より安全、安心、適切なサービスの提供を行うことが可能となり、市民サービスの向上を図ることができる。

ウ 入退場管理システムに係る機器設置台数及び設置場所

(ア) サーバー用パソコン 1 台（秩父宮記念体育館、事務所内サーバー室に設置）

(イ) 操作用パソコン 6 台（秩父宮記念体育館 2 台：トレーニングルーム設置）（鶺鴒運動施設 2 台：トレーニングルーム設置）（秋葉台運動施設 2 台：トレーニングルーム設置）

エ 安全対策及び日常的な処理体制

(ア) 入退場管理システムのシステム操作の権限について

当財団の職員のうち、システム内の個人情報へアクセスできる者は、正規職員（スポーツ事業課長、各施設長、各施設のトレーニングルーム担当者 1 名、その他の担当者）とし、各自に専用のパスワードを付与す

るが、非常勤及び臨時職員（トレーナー）についてはアクセス権限を付与しない。非常勤及び臨時職員（トレーナー）がシステム内の個人情報を閲覧する場合は、正規職員がシステムを操作し、非常勤及び臨時職員（トレーナー）に閲覧させることができる。

また、個人情報のうち既往歴については、正規職員のうちスポーツ事業課長、各施設長、各施設のトレーニングルーム担当者1名にのみ専用パスワードを設定したうえで、アクセス権限を付与することとし、これらの者以外にはアクセス権限を付与しない。

ただし、利用登録時に記載された登録用紙を、スキャナを利用しコンピュータ内に取り込む作業において、記載内容と取り込んだ内容に相違がないかを確認することがあるが、その場合においてはアクセス権限を持った職員が操作を行い、非常勤・臨時職員に確認を行わせる。

(イ)委託業者及びリース業者との契約について

機器を含むシステムは5年間のリース契約とし、システムの保守点検については業務委託契約を締結する。個人情報の取り扱いについては、システム提供元とシステム開発元の両者と当財団の三者で「個人情報保護に関する覚書」及び「公益財団法人藤沢市みらい創造財団トレーニングルーム入退場管理システムデータ移行業務における個人情報データ等の取扱いに関する情報管理について」を取り交わし、個人情報の保護に努める。

(ウ)記録媒体（USBメモリ）の取り扱いについて

機器の不具合等が発生した場合等、やむを得ずシステム内の個人情報を取り出す必要がある場合は、当該情報をUSBメモリ等電磁的記録媒体（以下「記録媒体」という。）に保存することになりますが、その際使用する記録媒体は、当財団が独自に入手し、保有しているものに限ることとする。システム内に記録されたデータを記録媒体に保存する際、当該データを外部に出力することができる者は、正規職員であるスポーツ事業課長及び各施設長のみとし、当該操作にかかる専用パスワードを付与する。

また、システム内のデータを外部出力し記録媒体に保存する際は、専用ソフトによってデータを変換処理し識別不能にしたうえで、かつ当該変換処理を解除する専用パスワードを設定したうえで記録媒体に保存することとし、正規職員であるスポーツ事業課長及び各施設長以外の者が記録媒体に保存されたデータを使用できないようにする。

記録媒体は各施設が1個保有することとし、事務所内の鍵のかかるキャビネットに保管する。またその管理責任者は各施設長とする。

(エ)その他日常的な管理体制

インターネットを含めた外部との接続は一切ないことから、ウィルスソフトはインストールしないものとする。

入退場管理システム専用の PC は施錠可能な PC ラック内に設置し、ワイヤロックにより運び出しができないように管理する。

サーバーは秩父宮記念体育館事務所内の施錠のできるサーバー室で管理する。その他システムの運用に際しては保守点検を行う保守点検業者及びリース機器等提供事業者と「個人情報保護に関する覚書」及び「公益財団法人藤沢市みらい創造財団トレーニングルーム入退場管理システムデータ移行業務における個人情報データ等の取扱いに関する情報管理について」を取り交わすほか、公益財団法人藤沢市みらい創造財団個人情報の保護に関する規程、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」、「藤沢市セキュリティポリシー〈基本方針〉」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(4) 実施時期

2013年4月（予定）

(5) 提出書類

ア 藤沢市におけるトレーニングルームについて（資料1）

イ システム構成図（入退場管理システムとは）（資料2）

ウ 個人情報登録画面（資料3）

エ 初回登録シート（資料4）

オ トレーニングルーム・サウナ浴室の運営管理に関する取扱要領（資料5）

カ 賃貸借契約書（資料6）

キ 公益財団法人藤沢市みらい創造財団トレーニングルーム入退場管理システムデータ移行業務における個人情報データ等の取扱いに関する情報管理について（資料7）

ク 個人情報保護に関する覚書（資料8）

ケ 業務委託契約書（システム保守点検）（資料9）

コ 公益財団法人藤沢市みらい創造財団 個人情報の保護に関する規程（資料10）

サ 公益財団法人藤沢市みらい創造財団規程集

シ 個人情報取扱事務届出書（資料12）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 社会的差別の原因となる事項の取扱いについて

既往歴は、利用者にとって安心なトレーニングメニューを作成するにあたり重要な情報となる。

身体能力や健康状態に合わない過度な負荷をかけたトレーニングは、急性疾患を誘発するおそれが多大にあり、既往歴を把握することで、より適切なトレ

ーニングメニューの提供が可能となる。また、トレーニング時の体調の急変など緊急時の初期対応も迅速に行うことが可能となり、救急隊への引き継ぎもよりスムーズに行えるなど、最悪の事態を防ぐ可能性を高めることができる。

従って、利用者の安全・安心を確保するうえで、既往歴を取扱う必要があるとのことである。

以上のことから判断すると、社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要があると認められる。

(2) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

現在、トレーニングルームは秩父宮記念体育館と秋葉台運動施設は入退場管理システムによって、また、鶺鴒運動施設は利用簿（紙媒体）によって利用者情報を管理するとともに、利用者に対し施設ごとに登録証を発行している。なお、秩父宮記念体育館と秋葉台運動施設の入退場管理システムはネットワーク化されていない。

今回のコンピュータ処理は、秩父宮記念体育館、秋葉台運動施設の入退場管理システムを一新するとともに、新たに鶺鴒運動施設に入退場管理システムを導入し、各施設のシステム専用 PC を接続する。なお、接続回線は新たに敷設する専用の光回線を使用し、本システムのサーバーを新規に秩父宮記念体育館に設置する。なお、インターネットを含めた外部との接続は一切行わない。

このことによって、顧客情報を一元管理し、各施設が顧客情報を共有できるようになる。また施設ごとに発行していた登録証を統一できるほか、利用者本人が各施設の利用状況及びトレーニング内容を把握できるようになる。なお、機器を含むシステムは5年間のリース契約とし、システムの保守点検については業務委託契約を締結する。リース機器等提供事業者及びシステムの保守点検事業者が、システム内の個人情報を取扱うことは機器更新の際のデータ移行作業時以外は原則的にはない。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要性があると認められる。

イ 安全対策及び日常的な処理体制について

(ア)入退場管理システムのシステム操作の権限について

当財団の職員のうち、システム内の個人情報へアクセスできる者は、正規職員（スポーツ事業課長、各施設長、各施設のトレーニングルーム担当者1名、その他の担当者）とし、各自に専用のパスワードを付与するが、非常勤及び臨時職員（トレーナー）についてはアクセス権限を付与しない。非常勤及び臨時職員（トレーナー）がシステム内の個人情報を閲覧する場合は、正規職員がシステムを操作し、非常勤及

び臨時職員（トレーナー）に閲覧させることができる。

また、個人情報のうち既往歴については、正規職員のうちスポーツ事業課長、各施設長、各施設のトレーニングルーム担当者1名にのみ専用パスワードを設定したうえで、アクセス権限を付与することとし、これらの者以外にはアクセス権限を付与しない。

ただし、利用登録時に記載された登録用紙をスキャナを利用しコンピュータ内に取り込む作業において、記載内容と取り込んだ内容に相違がないかを確認することがあるが、その場合においてはアクセス権限を持った職員が操作を行い、非常勤・臨時職員に確認を行わせる。

(イ)委託業者及びリース業者との契約について

機器を含むシステムは5年間のリース契約とし、システムの保守点検については業務委託契約を締結する。個人情報の取り扱いについては、システム提供元とシステム開発元の両者と当財団の三者で「個人情報保護に関する覚書」及び「公益財団法人藤沢市みらい創造財団トレーニングルーム入退場管理システムデータ移行業務における個人情報データ等の取扱いに関する情報管理について」を取り交わし、個人情報の保護に努める。

(ウ)記録媒体（USBメモリ）の取り扱いについて

機器の不具合等が発生した場合等、やむを得ずシステム内の個人情報を取り出す必要がある場合は、当該情報をUSBメモリ等電磁的記録媒体（以下「記録媒体」という。）に保存することになるが、その際使用する記録媒体は、当財団が独自に入手し、保有しているものに限ることとする。

システム内に記録されたデータを記録媒体に保存する際、当該データを外部に出力することができる者は、正規職員であるスポーツ事業課長及び各施設長のみとし、当該操作にかかる専用パスワードを付与する。

また、システム内のデータを外部出力し記録媒体に保存する際は、専用ソフトによってデータを変換処理し識別不能にしたうえで、かつ当該変換処理を解除する専用パスワードを設定したうえで記録媒体に保存することとし、正規職員であるスポーツ事業課長及び各施設長以外の者が記録媒体に保存されたデータを使用できないようにする。

記録媒体は各施設が1個保有することとし、事務所内の鍵のかかるキャビネットに保管する。またその管理責任者は各施設長とする。

(エ)その他日常的な管理体制

インターネットを含めた外部との接続は一切ないことから、ウィルスソフトはインストールしないものとする。

入退場管理システム専用の PC は施錠可能な PC ラック内に設置し、ワイヤーロックにより運び出しができないように管理する。

サーバーは秩父宮記念体育館事務所内の施錠のできるサーバー室で管理する。

その他システムの運用に際しては保守点検を行う保守点検業者及びリース機器等提供事業者と「個人情報保護に関する覚書」及び「公益財団法人藤沢市みらい創造財団トレーニングルーム入退場管理システムデータ移行業務における個人情報データ等の取扱いに関する情報管理について」を取り交わすほか、公益財団法人藤沢市みらい創造財団個人情報の保護に関する規程、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」、「藤沢市セキュリティポリシー〈基本方針〉」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以 上